

事務連絡
令和3年10月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の
整備に対する支援に係る対象の変更について

入院待機者や症状悪化した自宅・宿泊療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与等の必要な処置を行う施設（以下「入院待機施設」という。）の整備に対する支援については、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）について」（令和3年9月13日付け事務連絡。以下「令和3年9月13日付け事務連絡」という。）及び「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）について」（令和3年9月17日付け事務連絡。以下「令和3年9月17日付け事務連絡」という。）において、緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点地域に指定されている都道府県を支援の対象としていたところでした。

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了に関する公示」（令和3年9月28日）及び「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」（令和3年9月28日）により、令和3年9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が終了したことを受け、入院待機施設等の整備に対する支援の対象を以下のとおり変更しましたのでお知らせします。

また、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け事務連絡）に基づき、これまで策定いただいている病床・宿泊療養施設確保計画の見直しを行い、保健・医療提供体制確保計画として新たに策定いただくところ、入院待機施設等の更なる整備についても検討を進めていただくようお願いいたします。

記

1. 令和3年9月13日付け事務連絡1（2）貸付の対象となる都道府県について、「緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点地域の都道府県のうち、貸付に係る申請を行う都道府県」とお示ししていたところ、今後は、「貸付に係る申請を行う都道府県」を対象とする。
2. 令和3年9月17日付け事務連絡【第1 本件酸素濃縮装置について】1（2）譲渡の対象となる都道府県について、「① 9月末に見込まれる台湾からの供与分（約

350 台) : 9 月 30 日時点で緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点地域に指定されている都道府県」及び「② 10 月末に見込まれる台湾からの供与分 (約 650 台) : 10 月 31 日時点で緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点地域に指定されている都道府県 (10 月 31 日時点で該当都道府県がない又は少ない場合は、その他地域の都道府県も対象とする可能性があることから、その際には、追ってお伝えする。)」とお示ししていたところ、今後は、「譲渡に係る申請を行う都道府県」を対象とする。

3. いずれにおいても、都道府県は、管内の保健所設置市及び特別区からの要望をとりまとめた上で申請することとする。

(参考)

・「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設 (入院待機施設) 等の整備に対する支援 (酸素濃縮装置の無償貸付) について」(令和 3 年 9 月 13 日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000832077.pdf>

・「台湾からの医療機器の支援 (酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ) について」(令和 3 年 9 月 17 日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833942.pdf>

<照会先>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部【医療班・入院待機施設チーム】

メールアドレス : corona-houkoku@mhlw.go.jp

以上